

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年8月13日 18時28分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第1区 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位261°570m付近 （概位 北緯34°23.9′ 東経133°14.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートエムカンは、帰航中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート エムカン、5トン未満（長さ6.85m）
船舶番号、船舶所有者等	271-20672広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：18時59分ごろ
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて 帰航中、船外機が停止し、船長が、再起動を試みるも始動せず、118 番通報を行った。 本船は、付近を航行中の小型船舶にえい航されて出航地に戻った。
分析	本船は、帰航中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった ものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったことから、 船外機の運転ができなくなった状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、帰航中、船外機の運転ができなくなった ことにより発生したものと考えられる。